

# 「税法」

TAX LAW / STEUERRECHT

担当: 森 稔樹(大東文化大学法学部教授)  
TOSHIKI MORI, PROFESSOR AN DER DAITO-BUNKA  
UNIVERSITÄT, TOKYO

## 租税法律主義

### 租税法律主義の意義(1)

- **租税法律主義**: 民主主義の根幹を成し、自由主義を経済的に担保する原則。
- **憲法第84条**: 租税法律主義を明定。これは、第83条に定められる財政民主主義の一環でもある。
- **同第30条**: **第84条と表裏一体**。国民は、法律の規定がない限り、納税の義務を負わない。

### 租税法律主義の意義(2)

- 租税負担の変更:
  - (1) 増税(税率・税額の上昇)
  - (2) 減税(税率・税額の下降)
- **減税が全ての国民の利益になるとは限らない**。特定の業種・階層などのみを対象とすることもあり、負担の平等などの観点から問題になることが多い。

## 租税法律主義の意義(3)

- 国税→租税法律主義
- 地方税→地方税条例主義  
(地方税法第2条・第3条第1項を参照)
- 地方税条例主義の憲法上の根拠は？
- 現在の通説: 地方公共団体の課税権は憲法第92条および第94条に由来し、憲法第84条もこのことを予定していると考ええる。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 課税要件法定主義

- 全ての課税要件
  - 租税の賦課・徴収手続
- ↓
- 法律(条例)によって規定されなければならない。
  - 問題1: 法律と行政立法との関係
  - 問題2: 通達
- 最判昭和33年3月28日民集12巻4号624頁

---

---

---

---

---

---

---

---

## 遡及立法の禁止(1)

- 租税立法不遡及の原則とも言われる。
- 課税要件法定主義から派生し、解釈上の原則とも考えられてきた。
- 新たな租税法律が制定され、または従来からの租税法律に改正が加えられた場合  
新たな法律や規定は、施行される日以後の事実適用される。その日より遡って適用されることは、原則として認められない。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 遡及立法の禁止(2)

- 予測可能性や法的安定性の確保のため、遡及立法は原則として認められない。
- 罪刑法定主義を想起すること！  
(但し、様々な見解がある。)
- 最近の重要な判決  
最一小判平成23年9月22日民集65巻6号2756頁  
最二小判平成23年9月30日集民237号519頁

---

---

---

---

---

---

---

---

## 課税要件明確主義(1)

- 法律(その下における政令・省令の場合も含む)における課税要件および賦課・徴収の手續に関する規定は、なるべく一義的かつ明確でなければならない。
- 租税行政庁に自由裁量を認めることは原則として許されず、不確定概念の使用も慎重でなければならない。
- しかし、不確定概念の使用はやむをえない場合もあり、必要な場合すらある。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 課税要件明確主義(2)

- 秋田地判昭和54年4月27日行裁例集30巻4号891頁  
仙台高秋田支判昭和57年7月23日行裁例集33巻7号1616頁  
秋田市国民健康保険税条例において課税要件を定めていた規定が一義的明確性を欠くので憲法第84条に違反すると判断した。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 合法性の原則(1)

- 租税法=強行法規
- 課税要件が充たされているならば、租税行政庁には租税を減免する自由、さらに徴収しない自由はない。
- 租税行政庁は、法律で定められた通りに税額を徴収しなければならない。納税者との間で和解や契約をなすことはできない。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 合法性の原則(2)

この原則に対する制約

- 納税者に有利な行政先例法が存在する場合には、租税行政庁はこれに拘束される。
- 納税者に有利な解釈・適用が一般になされ、是正措置もとられていない場合には、合理的な理由がないのに特定の納税者を不利益に扱ってはならない。
- 信義誠実の原則(禁反言の原則)が認められるべきである(但し、判例は消極的な態度を示している)。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 手続的保障原則(1)

- 租税の賦課・徴収が公権力の行使であることは当然である。
- これは適正な手続で行われなければならない。
- これに対する争訟は公正な手続によって解決されなければならない。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 手続的保障原則(2)

- 例
- 青色申告に対する更正処分・青色申告承認取消処分の理由付記(白色申告については定められていない)
- 執行機関と審査機関との分離など(審査機関として国税不服審判所がある)

---

---

---

---

---

---

---

## 手続的保障原則(3)

- 日本における租税行政手続
- 国税通則法や国税犯則取締法などの法律に基づいているが、行政手続法は適用を除外されている。
- 納税者の権利保護との関係で課題を残す。
- 先進諸国において納税者権利憲章が制定されている例が多いが、日本には存在せず、税務当局も非常に消極的である。

---

---

---

---

---

---

---